

国道高第187号  
平成23年2月25日

各高速道路会社 担当部長 殿

国土交通省道路局高速道路課長

降雪時における直轄国道との調整について（依頼）

本年1月31日には福井県内の北陸自動車道において、異常な降雪により、長時間にわたり多数の車両が高速道路上に滞留する状況が発生しました。また、直轄国道においても、昨年12月から本年1月にかけて、異常な降雪により福島県内の国道49号、鳥取県内の国道9号及び福井県内の国道8号において、同様の状況が発生したところです。

これまでも、冬期の道路交通の確保にあたっては、様々な取り組みを実施して頂いているところですが、異常な降雪が頻発している状況を勘案し、特に高速自動車国道等と直轄国道が並行する区間においては、都道府県警察、各道路管理者が通行止めの措置に関する情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について、調整を図り、そのために必要な連絡窓口を設置されるようお願いいたします。

なお、上記については警察庁交通局交通規制課長、交通企画課長及び交通指導課長から警視庁交通部長及び各道府県警本部長あて、道路局国道・防災課長から各地方整備局道路部長等あて、別添の通知が発出されているので念のため申し添えます。

原議保存期間 1 年未満  
(平成23年 3 月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各方面本部長

警察庁丁規発第11号  
警察庁丁交企発第36号  
警察庁丁指発第23号  
平成23年 2 月25日  
警察庁交通局交通規制課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

## 大雪時における直轄国道における交通対策の推進について

昨年12月から本年1月にかけての大雪により、福島県内の国道49号、鳥取県内の国道9号及び福井県内の国道8号において、長時間にわたり多数の車両が道路上に滞留する事案が発生した。

大雪時の交通規制等の実施については、「雪害防止対策の徹底について」(平成22年12月21日付け警察庁丁規発第69号等)により、各都道府県警察において対策がとられてきたところであるが、異常な降雪が頻発している状況に鑑み、特に下記の事項に積極的に取り組むこととされたい。

なお、本通知に関しては、国土交通省道路局と調整済みであること及び同局国道・防災課長から各地方整備局道路部長及び北海道開発局建設部長あてに別添1の通知が、同局高速道路課長から各高速道路会社担当部長あてに別添2の通知がそれぞれ発出されていることを申し添える。

## 記

### 1 直轄国道の通行止め規制について

直轄国道については、異常な降雪時において、大型車の立ち往生等が発生した場合、引き続き流入する交通により著しい渋滞が発生することを防ぐため、道路管理者と緊密に連携して、早期に車両通行止めの措置を講ずるとともに、通行止め期間中の当該区間における集中的な除雪作業を道路管理者に対して要請し、可能な限り早期に通行止めが解除されるように努めること。

### 2 チェーン装着規制等の徹底

大雪時には、道路管理者と緊密に連携して、道路利用者に対してタイヤチェーンの携行及び装着の呼びかけを行った上で、タイヤチェーンの装着が必要であって車両の滞留場所を確保できる道路の区間においては、現地での確認措置を含むタイヤチェーン装着規制等の実施に努めること。また、冬期の積雪地域におけるチェーンやスコップ等の装備の携行について、道路管理者と連携して、幅広い広報に努めること。

### 3 直轄国道と高速自動車国道等が並行する道路の区間における措置

直轄国道と高速自動車国道等が並行する道路の区間においては、各道路管理者との

間で通行止めの措置に関する情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について、調整を図ること。

#### 4 体制の確保について

1 及び 2 の措置を講ずるに当たっては、交通事故捜査等の緊急の用務に支障が生じないように留意しつつ、必要な体制の確保に努めるとともに、直轄国道を管轄する各道路管理者に対しても通行止めやチェーン規制に必要な体制を確保するよう要請すること。

また、3 の情報の共有が円滑に行われるよう、各道路管理者との間の連絡窓口を設定すること。

国道防第49号  
平成23年2月25日

各地方整備局 道路部長  
北海道開発局 建設部長 殿

道路局国道・防災課長

## 降雪時における直轄国道の管理について

昨年12月から本年1月にかけて、異常な降雪により福島県内の国道49号、鳥取県内の国道9号及び福井県内の国道8号において、長時間にわたり多数の車両が道路上に滞留する状況が発生した。

これまで、冬期の道路交通の確保にあたっては、各現場において様々な取り組みが実施されているところであるが、異常な降雪が頻発している状況を勘案し、必要に応じて下記の取り組みも積極的に取り入れながら、適切な冬期の道路管理に努められたい。

1. 直轄国道については、大雪時でもこれまではできるだけ通行止め措置によらないように交通の確保を図ってきたところであるが、今後は、異常な降雪時において大型車の立ち往生等が発生した場合、引き続き流入する交通による著しい渋滞を防ぐため、各都道府県警察と連携の上、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施することで迅速に交通を確保するよう努めること。
2. 降雪時には、道路交通情報の提供やチェーンの携行・装着の呼びかけを行った上で、気象予報、路面の状況、降雪状況、車両の滞留場所等を勘案して、各都道府県警察と道路管理者が緊密に連携の上、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着規制等の実施に努めること。また、冬期の積雪地域におけるチェーンやスコップ等の装備の携行について、都道府県警察と連携して、幅広い広報に努めること。
3. 直轄国道と高速自動車国道等が並行する道路の区間においては、都道府県警察、各道路管理者が通行止めの措置に関する情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について、調整を図ること。
4. 1及び2の実施に当たっては、都道府県警察と連携の上、通行止めやタイヤチェーン装着規制に必要な体制を確保するとともに、3の実施に当たっては、都道府県警察、高速道路会社との間で、情報の共有のための連絡窓口の設定を行うこと。

なお、上記1、2及び3については警察庁交通局交通規制課長、交通企画課長及び交通指導課長から警視庁交通部長及び各道府県警察本部長あて、3については道路局高速道路課長から各高速道路会社担当部長あて、別添の通知が発出されているので念のため申し添える。